移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 新見市移住支援金の交付等に関する報告及び立入調査について、新見市長から求められた場合は、それに応じます。
- 2 以下の場合には、新見市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は2分の1 の額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請等をしたことが判明した場合:全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満で岡山県外へ転出した場合:全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合: 全額
 - (4) 起業支援金に係る交付決定を取り消された場合:全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に岡山県外へ転出した場合:2分の1
- 3 私(申請者)は、日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、 永住者の配偶者等、定住者、若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有していること を誓約します。
- 4 私 (申請者) を含む世帯員の全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係 を有する者ではないことを誓約します。